

支部会費納入規則

第1条 この規則は、支部会費及び支部入会金の納入方法につき定める。

第2条 支部会費は1年を2期に分け、4月から9月までを上期、10月から翌年3月までを下期とし、納期はそれぞれ当該期の最初の月の26日までとする。

第3条 支部会費は、会員が指定した本会会費振替の為の金融機関登録口座から、本会会費と一緒に振替により納入する。

第4条 年度の中で入会した会員は、入会日の属する月分から入会時に直接支部に納入し、次期からの会費納入は、前条の規定による。

2 納入された支部会費は、年度の中で退会しても返却しない。

第5条 残高不足等により未納となった場合、会員は速やかに当該会費を直接支部に納入しなければならない。

第6条 支部に入会しようとする者は、入会金を入会時に直接支部に納入しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月11日から施行する。